

国住生第760号
平成28年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅生産課長

多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用状況等に関する調査について

今般、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及びその関係法令の改正により、新たに、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に係る所得税の税額控除制度（以下「本制度」という。）が創設されたところです（法第41条の3の2第8項、第41条の19の3第5項等）。

本制度の適用に当たって必要となる増改築等工事証明書に関する留意事項については、別途、本日付けで通知したところですが（平成28年国住政第103号・国住生第797号）、同居しやすい住宅ストックの形成を促すという本制度の趣旨を踏まえ、今後、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等に関する調査を行うこととしています。

現時点で、当該調査の内容や方法等の詳細は未定ですが、本制度に係る増改築等工事証明書の発行主体を通じて施主に対しアンケート調査を行うことを検討中です。このため、本制度に係る増改築等工事証明書を発行した場合には、その写しを保存するなどにより、アンケート調査に当たって施主と円滑に連絡が取れるよう、ご協力をお願いします。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知の周知方お願いします。

なお、本通知の内容については、関係省庁とも協議済ですので、念のため申し添えます。